

前金払制度開始のお知らせ 熊 谷 市

建設工事に伴う業務委託の前金払制度を実施します。

1. 概要

建設工事に係る設計、調査及び測量について、「熊谷市契約規則」、「熊谷市公共工事前金払事務処理要領」の条項を改め、地方自治法施行令附則第7条により、建設工事と同様に前金払いを行います。

2. 支払い対象

委託金額が300万円以上となる建設工事に伴う設計、調査及び測量業務とします。

※「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条に規定する業務とします。

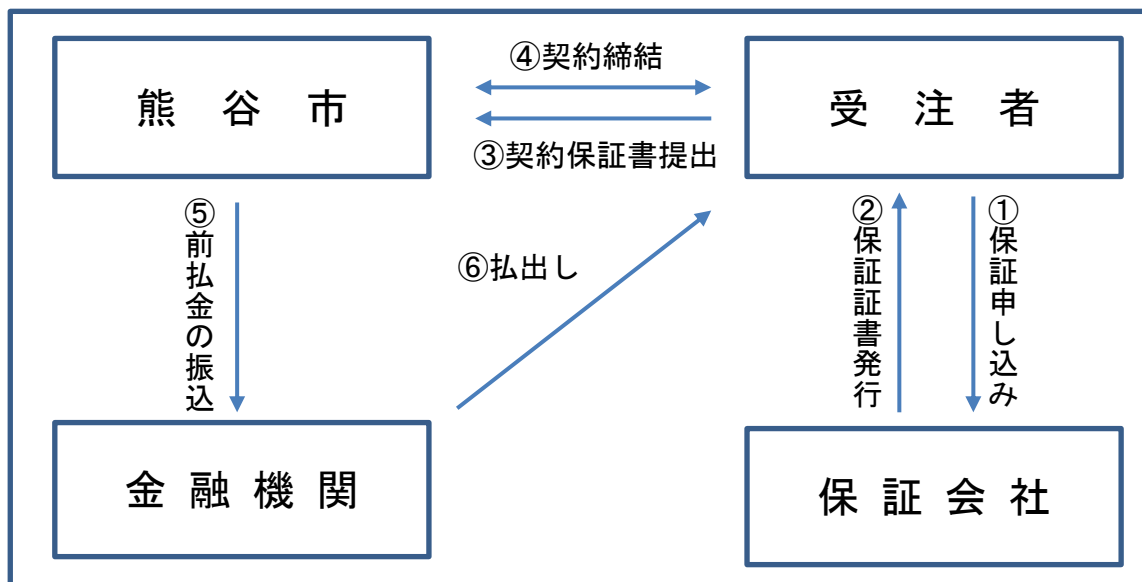
3. 前払金の割合

請負代金の10分の3を超えない範囲で、10万円未満の端数は切り捨てるものとします。

4. 前金払の支払い

受注者が前払金の請求をすることにあたっては、前払金支払請求書に前払金に関する保証事業会社の保証証書を添付するものとします。

5. 前払い金請求手続きの流れ



6. 実施時期

令和5年4月1日に施行し、同日以降に契約締結されたものから適用します。

担当 上下水道部経営課
電話 048-524-1111 (内線 511)